

文化観光局指定管理候補者審査委員会審査報告書 (鳥取県立倉吉未来中心)

文化観光局指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり倉吉未来中心の指定管理者候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

法人名：公益財団法人鳥取県文化振興財団
代表者：理事長 中永 廣樹
所在地：鳥取市尚徳町101-5

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

474,585千円……（1）（債務負担行為額 474,585千円）
〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 94,917千円

4 審査結果

倉吉未来中心の指定管理者の指定に当たっては、上記団体を指名し、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的に沿った適切なサービスや事業が提案されている点や地域との連携・協働を重視した各種の取組、また経営基盤の安定性も評価されることから、指定管理候補者として適当と認められる。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良（委員長）	西日本税理士法人幸町事務所税理士
北川 扶生子（副委員長）	鳥取大学地域学部准教授
片山 暢博（委員）	倉吉市企画振興部長
讃岐 英夫（委員）	NPO法人未来専務理事
本城 美佐子（委員）	鳥取県文化団体連合会常任理事
安本 俊夫（委員）	鳥取県文化観光局副局長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会；平成25年11月28日（木）
指定管理者制度及び倉吉未来中心の概要説明、審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会；平成26年1月23日（木）
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (1) 専門知識を有する職員による利用者や文化活動者等への助言・支援並びに地域の文化活動者、愛好者のすそ野を広げるとともに文化活動者らの知識や技術の	60点

		<p>一層の研鑽に資するための取組</p> <p>(2) より良い管理運営等のための体制づくり(検討組織の設置等)</p> <p>(3) 施設において指定管理者が自らの財源において行う鑑賞公演の実施(公演の選定方針、偏りのないジャンル構成、実績を踏まえた改善策等)</p> <p>(4) 地域との連携(周辺施設や地域の事業者、各種団体と連携した取組)</p> <p>(5) サービスの向上策と利用促進に向けた取組(利用促進のための文化芸術事業の実施、営業活動、顧客開拓、接客向上等)</p> <p>2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開</p> <p>3 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組</p> <p>4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法</p> <p>5 利用者等の要望の把握</p>	
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	1 収支計画及び積算内容	10点
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)</p>	<p>1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成</p> <p>2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び文化芸術事業や文化活動者等への適切な支援を実施していくために必要な職員の配置</p> <p>3 法人の財政基盤、経営基盤 中長期の計画に基づき継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤</p> <p>4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>5 法人の社会的責任の遂行状況 (1) 障がい者雇用の状況 (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 (3) ISO・TEASの認証等の状況</p> <p>6 管理運営実績評価</p>	30点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	<p>○施設の設置目的に沿った、適切なサービス・事業が提案されており評価できる。</p> <p>○中部の文化拠点として積極的に事業に取り組む姿勢が見られる。</p>
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (60点)	47.7点	<p>○これまでの指定管理期間の実績を基に、新しい取組を取入れ、次期指定管理に向かうことは評価できる。</p> <p>○利用者懇談会を発展させ、参集範囲を広げた運営懇談会を設置することは評価できる。当該懇談会を通して利用者をはじめ地域の</p>

		<p>意見を十分に取り入れる工夫をお願いしたい。</p> <p>○パークスクエア内施設や中部の類似施設との連携を図っているが、一層の連携とともに時にリーダーシップを発揮していくことも必要と考える。</p> <p>○地域等との連携・協働を重視していく姿勢は高く評価したいが、具体的な取組が現時点ではもう少しはっきり見えない。</p> <p>○各種の取組等について倉吉という地域でまとめようとするのではなく、県民文化会館と併せて2館を運営することのメリットを前面に出した企画が欲しい。</p> <p>○県を中心に立地する地の利を生かした取組に目を向けても良いのではないかと。</p> <p>○ソーシャルメディア等も含めた各種メディアを、引き続き幅広く活用していただきたい。</p> <p>○県民文化会館との職員の人的交流だけでなく、活動者の交流に対する助言も行い文字通り文化活動の中心となって欲しい。</p>
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10点)	7.2点	<p>○収支計画は手堅いものとなっているが、事業計画に挙げられた項目が反映されていない点が疑問。</p> <p>○収支計画において単純に5年間の収入を同額で見積もるのはいかがかと思う。</p> <p>○大ホールの利用率を上げていく工夫が必要。</p>
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (30点)	22.8点	<p>○基本財産の額が大きく、また金融機関等からの借入れもないことから、財務内容については特に問題ないものと認められる。</p> <p>○職員の専門性を活用し、アートマネジメントの普及等新たな取組の成果に期待したい。</p>
総合評価 (100点)	77.7点	

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- 職員をOJT研修、外部研修に積極的に参加させることで、職員の専門性の習得を図るとともに、その知識及び技能を活かし利用者等に対する積極的な助言、支援を実施。
 - ・施設利用者の実施事業に係る助言、支援
 - ・地域の文化団体等が当該施設以外の施設で実施する公演等に対する助言、支援
 - ・舞台スタッフ育成を目的とした高校生や文化活動者らを対象とした舞台技術に係る連続講座の開催
- 地域の文化活動者らの意見を施設運営に活かしていくことを目的に、施設利用者、文化活動者、自治体等を構成員とした倉吉未来中心運営懇談会を設置。
- 施設の設置目的である「人と人との交流を促進し、地域の活性化を図る」ため年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に、より良く文化に親しめる鑑賞公演や地域との協働によるコンサートや展覧会、各種文化体験事業を実施。
- 地域との連携・協働を掲げ、商店街や飲食店等の事業者と連携した公演チケット購入者に対する割引サービスの実施や病院や福祉施設等でのサロンコンサート等を実施。

(2) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- これまでの利用者の声を踏まえ大ホールの練習利用にかかる施設利用料金の割引制度を拡大。
- 利用者への利用例の紹介や効率的な利用の提案、助言などのトータルアドバイスを実施。
- 顧客開拓のため過去の利用者や行政機関、民間企業等への訪問活動を実施。
- 施設を身近に感じていただくためホール探検ツアーやコンサートピアノの演奏体験等の事業を実施。
- 舞台上で使用する消耗品の無償提供やWi-Fiスポットの整備、携帯電話充電器の設置、アートマネジメント関連図書の見覧などきめ細やかなサービスを新たに実施。

(3) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、利用者の要請に対し柔軟に対応する。

- ・開館時間：午前9時から午後10時まで
- ・休館日：第2、第4月曜日を除く月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日に当たる場合は、その直後の休日でない日）及び12月29日から1月3日まで

(4) 利用料金・減免事項

利用料金及び減免事項（文化団体・障がい者・学校減免）は現行どおりとする。

(5) 省エネルギー・省資源への取組

従来から取り組んできた、節電、節水、効率的な運用、廃棄物発生抑制等の省エネルギー・省資源化を継続して進めていくとともに、常に環境負荷軽減に配慮した管理業務に努める。

- ・電力デマンド（最大需要電力）制御の徹底
- ・LED照明、照明センサー制御、太陽光発電等の積極導入
- ・鳥取県版環境管理システム（TEAS II）に沿った省エネルギー・省資源化の取組